

### **3 処理区域の設定**

#### **3.1 市街化区域について**

都市計画法上、都市計画区域内において都市施設として必要なものを定める（都市計画法第11条第1項）こととし、市街化区域については、都市施設として少なくとも下水道を定めるよう規定（都市計画法第13条第1項の11）されていることから集合処理施設の公共下水道整備区域とします。ただし、都市計画用途区域のうち工業系用途地域の一部は除きます。

#### **3.2 市街化区域外について**

平成27年度汚水処理施設整備構想では、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル平成26年1月 国土交通省、農林水産省、環境省」における考え方に基づいた経済比較により集合処理か個別処理かの判定を行い、地域特性、汚水処理施設の特性などを考慮し、処理区域の検討を行いました。

今回の見直しでは、これに整備完了までの時間軸を考慮し、また、本市の財政規模を考慮し、合併処理浄化槽の整備を推奨することとしました。

#### **3.3 個別処理区域**

集合処理区域以外の地域は、現在行っている合併処理浄化槽補助金交付事業での個別処理を進めており、設置後直ちに環境改善が図られることから、合併処理浄化槽設置整備区域として位置づけ、個人設置型を基本とします。